平成２４年（フ）第５８７２号
大阪府守口市菊水通２丁目８番４―207号
債務者　紺地恵美子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９２４号
大阪市福島区吉野４丁目20番２号
債務者　古賀久美子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０３５号
大阪市淀川区宮原２丁目11番５号　東三国レジデンス502号
債務者　鴨川　正昭
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０３６号
大阪府箕面市稲６丁目５番38号
債務者　齋藤　　一
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４７号
大阪市東成区中本２丁目11番37―106号
債務者　三輪憲一郎
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４９号
大阪府門真市新橋町28番２号
債務者　冨田より子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０５５号
大阪市住吉区長居西１丁目12番28号　コーポイン長居Ａ棟306号、前住所大阪市住吉区南住吉１丁目４番12―602号
債務者　前田　忠之
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０５７号
大阪市東住吉区東田辺１丁目18番15号　ベルフィオーレ駒川102号
債務者　水谷　智子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０５８号
大阪市城東区諏訪４丁目２番９―205号
債務者　清水　弘之
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０７２号
大阪市天王寺区上本町９丁目２番16号　初音ビル307号
債務者　富永芳郎こと　夫　　圭植
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０７３号
大阪府吹田市南吹田５丁目３番29号、前住所大阪府豊中市豊南町西４丁目６番３号
債務者　溝田　敦美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９７号
名古屋市東区代官町33番１号　橋本ビル３Ｂ号
債務者　渡辺　麗子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９７９号
愛知県尾張旭市東名西町１丁目13番地１　フェアリーハート601号
債務者　辻村　明菜（旧姓飛塚）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０６１号
愛知県尾張旭市東栄町４丁目６番地17　三郷パークマンション405号
債務者　鈴木　佳美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１号
松江市寺町213番地23
債務者　石田　興徳
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４１８号
名古屋市守山区森孝東２丁目401番地　黒石東住宅３棟202号
債務者　宮島美佐子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６号
山口県下松市大字東豊井742番地29洲鼻第１マンション101号室、住民票上の住所山口県下関市清末鞍馬３丁目５番17号メゾンさかえ202号
債務者　大中　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部